

滋賀県内水面漁業振興計画（第 3 期）の素案について

1 計画の概要

- (1)「内水面漁業の振興に関する法律」(平成26年法律第103号)に基づく県計画であり、国の基本方針に即して定めるもの。
- (2)平成30年3月に第1期計画、令和3年3月に第2期計画を策定。本計画は、水産資源の回復・養殖、漁場環境の再生、内水面漁業の健全な発展、その他内水面漁業の振興に関する基本的事項を定めるもの。

2 策定の考え方

- (1)現計画(第2期)を基本としながら、以下の顕在化した課題への対応や、現在、改定作業が進められている上位計画である「滋賀県農業・水産業基本計画」、密接に関連する「琵琶湖保全再生施策に関する計画」との整合を図った計画とする。
 - ア 気候変動等の影響によるアユをはじめとした水産資源の減少など、琵琶湖の漁場生産力低下への強い懸念
 - イ 自然災害の頻発化・大規模化などによる漁場環境の悪化
 - ウ 漁業者の高齢化と減少の深刻化
- (2)計画期間は、滋賀県農業・水産業基本計画に合わせ、令和8年度～令和12年度。

3 主な改定内容

- (1)琵琶湖の漁場生産力の評価と回復
漁場生産力の評価および回復技術の開発 等
- (2)気候変動(温暖化)の影響への対応
気候変動等をふまえた水産資源の変動要因の解明と効果的な資源回復技術の開発、アユ産卵用人工河川の機能の最大限の活用と効果的な運用の実施 等
- (3)内水面漁業の多面的機能の発揮に資する取組の支援
地域の特色を生かした「湖業(うみぎょう)」の展開の支援 等

4 策定スケジュール

令和 7 年 10 月	常任委員会へ計画素案説明
12 月	常任委員会へ意見募集(パブコメ)について説明
令和 8 年 1 月	意見募集実施
3 月	常任委員会へ意見募集結果および計画案の報告
3 月末	計画策定・公表

※上記期間中に琵琶湖海区漁業調整委員会・滋賀県内水面漁場管理委員会への協議、関係者への意見照会を実施

滋賀県内水面漁業振興計画（第3期）の概要

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- (1) 滋賀県では、内水面で行われる琵琶湖漁業、河川漁業、魚類養殖業および淡水真珠養殖業に加え、これらの産業で産出された魚介類を扱う水産加工業が営まれており、魚介類や淡水真珠の供給、自然と親しむ機会の提供等、人々の豊かで潤いのある暮らしの形成に寄与。
- (2) 琵琶湖および河川では、これまでの繁殖場の減少や食害等に加え、気候変動等の影響によりアユ等の水産資源が減少。更に、漁業者の減少と高齢化も進展し、内水面漁業に期待される機能を果たすことが次第に困難に。
- (3) 本計画（第3期）は、「内水面漁業の振興に関する法律」の趣旨および国の基本方針に沿って、本県内水面漁業の課題に対応し、本県の内水面漁業の振興を推進するため、現計画（第2期）期間の満了に伴い策定。

2 計画の期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

II 現状と課題

1 水産資源の回復・養殖に関する事項

気候変動等の影響によるアユをはじめとした水産資源の減少等、琵琶湖の生産力低下への強い懸念に直面しており、気候変動が水産資源にもたらす影響把握と適応策や漁場生産力の評価および回復に関する技術開発が必要。

2 漁場環境の再生に関する事項

ヨシ群落や内湖の喪失、水草の過剰な繁茂、砂地の泥化等、悪化した琵琶湖の漁場環境はいまだ回復に至らず。また、河川構造物等による水産生物の移動の妨げや、近年顕著となっている土砂流出による濁水発生の長期化等、河川の漁場環境は厳しい状態。このため、琵琶湖における水ヨシ帯および砂地の機能維持・回復をはじめ、水草除去等や多自然川づくり、森林の整備等の取組によって漁場環境の再生を図ることが必要。

3 内水面漁業の健全な発展に関する事項

内水面漁業の担い手の高齢化と減少が進行するに従い、内水面漁業の持つ多面的機能の維持が次第に困難に。このため、担い手確保に向けた取組や、水産物の消費と流通の拡大、漁業組織再編等による漁業経営基盤の強化などを進めることが必要。また、「湖業（うみぎょう）」の展開など、漁村の活性化につながる支援が必要。

III 目指す姿【10年後】

- 本県ならではの魅力ある水産物が安定的に供給されていることに加え、環境保全活動や食文化と漁村文化の継承といった内水面漁業が持つ多面的な機能が発揮されている姿を目指す。
- とりわけ琵琶湖漁業においては、気候変動に適応し、栄養塩等の健全な循環に支えられた豊かな漁場生産力を基盤として、持続的な発展へと繋がる「少数でも一人ひとりが精鋭の“儲かる漁業”」が実現している姿を目指す。

IV 滋賀県内水面漁業の振興に関する施策

1 水産資源の回復・養殖に関する事項

- (1) 琵琶湖漁業 (2) 河川漁業 (3) 養殖業
- (4) 琵琶湖の漁場生産力の評価と回復 (5) 気候変動（温暖化）の影響への対応
- (6) 特定外来生物やカワウによる被害の防止

2 漁場環境の再生に関する事項

- (1) 漁場環境の再生 (2) 森林の整備および保全
- (3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進

3 内水面漁業の健全な発展に関する事項

- (1) 効率的かつ安定的な漁業経営の促進 (2) 人材の育成および確保 (3) 湖魚の消費拡大の取組等への支援
- (4) 多面的機能の発揮に資する取組の支援 (5) 本県漁業に対する理解と関心の増進

4 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

- (1) 試験研究および学びに資する施設の機能強化
- (2) 内水面漁業の振興に関する協議会の設置
- (3) 頻発・大規模化する自然災害への対策

5 令和12年度の目標とする指標

琵琶湖の漁獲量など18の指標を設定

【主な目標】

琵琶湖の漁獲量（外来魚除く）	目標値：1,000トン
琵琶湖の水産物を食べた県民の割合	目標値：85%
漁業体験等で漁村を訪れる人数	目標値：10,000人



滋賀県内水面漁業振興計画
(第3期)
【素案】

令和8年(2026年) 月
滋賀県

目次

I	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	2
II	現状と課題	2
1	本県内水面漁業の概要	2
	（1）琵琶湖漁業	
	（2）河川漁業	
	（3）養殖業	
	① 魚類養殖業	
	② 淡水真珠養殖業	
2	水産資源の回復・養殖に関する現状と課題	4
3	漁場環境の再生に関する現状と課題	6
4	内水面漁業の健全な発展に関する現状と課題	7
III	目指す姿（10年後）	8
IV	滋賀県内水面漁業の振興に関する計画	9
1	水産資源の回復・養殖に関する事項	9
	（1）琵琶湖漁業	
	（2）河川漁業	
	（3）養殖業	
	（4）琵琶湖の漁場生産力の評価と回復	
	（5）気候変動（温暖化）の影響への対応	
	（6）特定外来生物やカワウによる被害の防止	
2	漁場環境の再生に関する事項	13
	（1）漁場環境の再生	
	（2）森林の整備および保全	
	（3）自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進	
3	内水面漁業の健全な発展に関する事項	14
	（1）効率的かつ安定的な漁業経営の促進	
	（2）人材の育成および確保	
	（3）湖魚の消費拡大の取組等への支援	
	（4）多面的機能の発揮に資する取組への支援	
	（5）本県漁業に対する理解と関心の増進	
4	その他内水面漁業の振興に関する重要事項	17
	（1）試験研究および学びに資する施設の機能強化	
	（2）内水面漁業の振興に関する協議会の設置	
	（3）頻発・大規模化する自然災害への対応	
5	令和12年度の目標とする指標	19

滋賀県内水面漁業振興計画（第3期）

I はじめに

1 計画策定の趣旨

滋賀県では、内水面で行われる琵琶湖漁業、河川漁業、魚類養殖業および淡水真珠養殖業に加え、これらの産業で産出された魚介類を扱う水産加工業が営まれている。本計画では、本県で営まれるこれらの水産業を内水面漁業として扱う。本県の内水面漁業は、食料としての水産物を供給するとともに宝飾品としての淡水真珠を産出するほか、人々が自然と親しむ機会の提供などの機能を有しており、人々の豊かで潤いのある暮らしの形成に寄与している。特に、琵琶湖漁業は、世界農業遺産『森・里・湖(うみ)に育まれる漁業と農業が織りなす「琵琶湖システム」』の主要な構成要素であり、歴史に裏付けられた特色ある産業として将来に引き継いでいく必要がある。

内水面漁業の基盤となる琵琶湖および河川では、これまでの開発等による魚介類の産卵繁殖場の減少、外来魚やカワウによる食害等に加え、近年気候変動にともなう水温上昇や貧酸素化の進行が顕著となっており、琵琶湖の生産力の低下が強く疑われるほか、局地的な豪雨の頻発化・大規模化による土砂流出などにより河川の漁場環境の悪化が進行するなど、アユなど主要な水産資源の減少を招いている。さらに、漁業の担い手である漁業者の減少と高齢化も深刻化しており、水産物の供給機能はもとより、遊漁の場の提供など、内水面漁業に本来期待される機能を果たすことが困難になりつつある。

本計画は、本県の内水面漁業の振興を図るため、「内水面漁業の振興に関する法律」（平成 26 年法律第 103 号）に基づき、国が定める基本方針に沿って策定するもので、滋賀県農業・水産業基本計画を上位計画に位置付け、内水面漁業の課題解決に資する事項を記載している。今般、現行計画（第2期）の期間が満了を迎えることに伴い、第3期の計画を策定するものである。本計画に基づく取組を進めることは、本県の内水面漁業の振興のみならず、SDGs の目標達成、「琵琶湖システム」の価値や魅力を一層高めることにも貢献するものである。

2 計画の期間

本計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を計画期間とする。

II 現状と課題

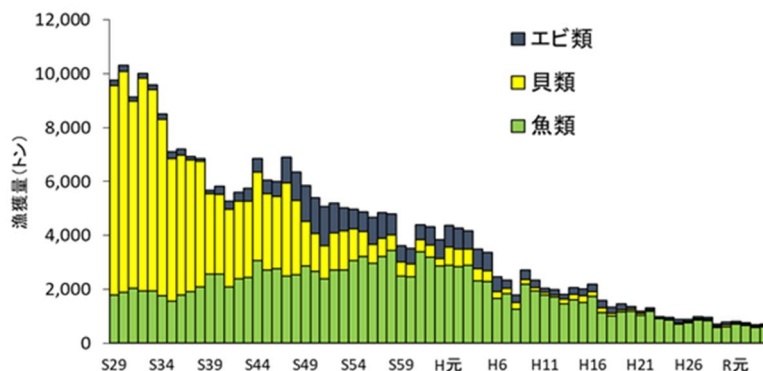
1 本県の内水面漁業の概要

（1）琵琶湖漁業

琵琶湖は本県の面積のおよそ6分の1を占める日本最大の湖であり、世界でも有数の古代湖である。海と隔絶されたこの広大な閉鎖性水域では、長い年月をかけて多くの固有種を含む多様な魚介類が育まれてきた。

琵琶湖では、平安時代の和歌にも詠われたえり魚をはじめ、追さで網漁、あゆ沖すくい網漁といった多様な形態の漁法が駆使され、アユ、ニゴロブナ、ホンモロコおよびビワマス等の魚類、スジエビ等のエビ類、セタシジミなどの貝類が長年にわたって漁獲されてきた。琵琶湖漁業によって供給されてきたこれらの水産物は、ふなずしや佃煮等の滋賀の食文化の形成に重要な役割を担ってきた。

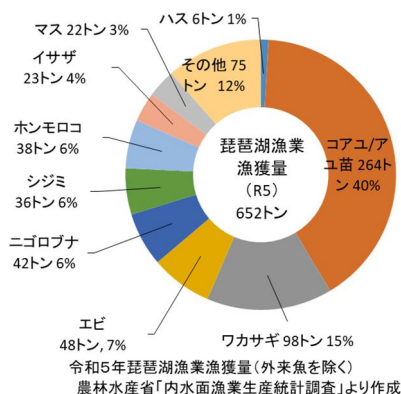
琵琶湖漁業の漁獲量は、昭和30年頃（1955年頃）には年間10,000トン前後あったが、その後大きく減少し、1,000トンを下回る状況が平成23年（2011年）以降続いている。外来魚を除いた令和5年（2023年）の漁獲量は652トンで、基幹魚種であるアユ（鮮魚流通用、養殖・放流種苗用）が264トンと



琵琶湖漁業漁獲量の推移（外来魚除く）
農林水産省「内水面漁業生産統計調査」より作

琵琶湖漁業の漁獲量は、昭和30年頃（1955年頃）には年間10,000トン前後あったが、その

後大きく減少し、1,000トンを下回る状況が平成23年（2011年）以降続いている。外来魚を除いた令和5年（2023年）の漁獲量は652トンで、基幹魚種であるアユ（鮮魚流通用、養殖・放流種苗用）が264トンと



令和5年琵琶湖漁業漁獲量（外来魚を除く）
農林水産省「内水面漁業生産統計調査」より作成

最も多く全体の 40%を占めている。

（２）河川漁業

本県には大小 400 本以上の河川があり、琵琶湖から流出する唯一の自然河川である瀬田川を除いて、ほとんどの河川は周囲の山々から琵琶湖へと流れ込んでいる。

県内の河川や余呉湖には、漁業法にもとづく第五種共同漁業権漁場が 18 漁場設定されている。これらの漁場では、漁業協同組合（以下、漁協という）によってアユ、アマゴ、イwanaおよびワカサギなど漁業権対象魚種の増殖事業が行われ、竿釣りや投網などによって、漁業や遊漁が行われている。本県の河川漁業の特徴は、追いが良いと評判の高い湖産アユを対象とした友釣りが人気で、河川規模が小さいことから大雨後の濁りの収まりが早いことや初心者がアユの友釣りを始めやすいといった有利な条件が整っている。

県内漁場を訪れる遊漁者数は、昭和 52 年（1977 年）の 11 万人をピークに令和 6 年（2024 年）には 3 万人を下回っている。遊漁収入の減少と組合員の減少もあいまって、河川漁場を管理する漁業協同組合の経営は苦しい状態が続いている。

（３）養殖業

① 魚類養殖業

本県では、アユやマス類などを中心とした魚類養殖業が行われている。アユの養殖は、琵琶湖や流入河川で種苗として漁獲される豊かなアユ資源を背景に、食用はもとより河川放流用の種苗を全国に供給するために活発に行われてきた。アユの養殖生産量は平成 14 年（2002 年）までは 800 トン前後を維持していたが、令和 5 年（2023 年）には 206 トンとその 4 分の 1 程度に減少している。また、琵琶湖産アユの河川放流用種苗としての全国シェアは、冷水病の蔓延防止と地元産人工種苗を活用する方針が各地で定着したため、平成 7 年度（1995 年度）の 65%から令和 5 年度（2023 年度）には 24%（農林水産省統計情報部調べ）にまで低下している。

琵琶湖固有種のビワマスを実用的な養殖魚として開発した高成長系ビワマスは、平成 24 年（2022 年度）に全雌三倍体種苗が「びわサーモン」として商標登録された。県内の養殖業者が

びわサーモン振興協議会を組織して養殖に取り組んでおり、令和6年（2024年）の生産量は約10トンとなっている。びわサーモンは年間を通して脂がのった旬の状態で出荷できることが最大の特徴であり、県内の飲食店を中心に引き合いが強いものとなっている。

② 淡水真珠養殖業

琵琶湖産淡水真珠には、真珠母貝の体内に他個体の外套膜小片を移植することで得られる無核真珠と、外套膜小片を真珠核と密着させて移植する有核真珠があり、自然の力による多様な造形が特徴となり、国内はもとより中東、アジア、ヨーロッパで人気を博した。昭和40年代半ば（1970年代）には年間6,000kgを超える生産量を誇り、昭和55年（1980年）には年間生産額が40億円を超え、主として海外に輸出されていたが、昭和60年（1985年）以降、漁場環境の悪化などによる成長不良等で急激に衰退し、令和5年（2024年）の生産量は15kgとなっている。

2 水産資源の回復・養殖に関する現状と課題

本県では、令和3年度（2021年度）に、令和8年度（2026年度）を目標とした水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する基本計画（第8次栽培漁業基本計画）を策定し、漁業生産または漁場保全に貢献する7魚種（ニゴロブナ、アユ、ビワマス、セタシジミ、ワタカ、ゲンゴロウブナおよびウナギ）を対象とした増殖事業に取り組んでいる。また、令和4年（2022年）には滋賀県資源管理方針を定め、主要な5魚種（アユ、ニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマスおよびセタシジミ）を対象として、科学的な資源評価に基づき、それぞれの魚種における目標とする資源水準を定めた資源管理を進めている。その一方で、食害を及ぼす生物や気候変動等、水産資源を取り巻く環境には様々な変化が生じており、水産資源の回復の妨げとなっている。

琵琶湖におけるオオクチバスやブルーギルの生息量は、平成19年（2007年）には2,000トンを上回っていたが、これまでの駆除対策により令和5年（2023年）には370トンまで減少し

てきたが、水産資源の食害を防止するため、効率的な駆除技術の開発を進めつつ、生息量の更なる低減が必要である。また、琵琶湖以外のダム湖や湖沼にもオオクチバスやブルーギルが多く生息しており、一部の河川やダム湖ではコクチバスの再生産が確認されている。加えて、瀬田川を中心にチャネルキャットフィッシュの増加が確認されており、琵琶湖への拡散防止対策が必要となっている。

県内のカワウの春季生息数は、平成 21 年（2009 年）には 3 万羽を超えていたが、竹生島や伊崎半島における営巣地での銃器捕獲などにより平成 27 年（2015 年）には 8,000 羽を下回るまで減少した。しかし、近年では、内陸部等における新たなコロニー形成により生息数が再び増加し、令和 6 年春季生息数は約 18,000 羽となっている。生息数を低減させつつ、漁場での被害を防止するための対策が必要となっている。

侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ等が、造成したヨシ群落や浮産卵床等の産卵繁殖施設において繁茂し、それらの機能を阻害している。

琵琶湖と河川の生態系は近年、気候変動に伴う温暖化や降水量の変化の影響を大きく受けている。令和 5 年（2023 年）と 6 年（2024 年）にみられた 9 月まで続く高い気温と少雨は、アユの産卵場である河川の水温を上昇させ、本種の産卵不調を招いた。さらに、温暖化は、琵琶湖での成層期間の長期化を通じて北湖沖合湖底における貧酸素化、全層循環の未了および循環期間の短縮を招くとともに、湖内の栄養や有機物が植物・動物プランクトンを経て魚介類につながる物質循環を妨げている可能性がある。

このため、水産資源を回復させるには、種苗放流等による資源添加や有害生物の被害防除対策の強化はもとより、気候変動が水産資源にもたらす影響の把握と適応策や漁場生産力の評価および回復に関する技術開発が求められている。

アユやマス類等を生産する魚類養殖では、冷水病等の魚病による歩留まり低下や飼料価格の高騰にともなう生産コストの上昇などにより経営状況の厳しさが増していることに加え、琵琶湖での資源減少によりアユ種苗の供給不足が発生するなど、養殖生産量が減少する傾向が見ら

れている。また、淡水真珠養殖では、アオコの発生等養殖漁場の環境悪化により真珠生産量が低迷し、いまだ回復の兆しが見られていない状況となっている。こうしたことから、養殖業の振興に向けては、養殖現場における魚病対策の推進、種苗や母貝の安定供給を図ることに加え、飼料の価格高騰対策、生産効率向上の取組が求められている。

3 漁場環境の再生に関する現状と課題

琵琶湖では、高度経済成長期以降、琵琶湖総合開発をはじめ湖岸の開発が進められた結果、コイやフナなど多くの在来魚類にとって産卵の場であり、仔稚魚の成育の場でもある水辺のヨシ群落や内湖の多くが失われた。

また、かつてセタシジミの好漁場であった砂地の水域も、湖底の泥化や、砂利採取等でできた多くの窪地の存在により、魚介類の生息環境として悪化しており、多くの漁場が失われている。南湖では、水草が過剰に繁茂し、底層の貧酸素化、底泥のヘドロ化、魚の回遊経路の閉塞などによる漁場環境の悪化がみられたが、一方で、近年では湖底耕耘やヨシ帯造成などの各種対策の効果により「魚のゆりかご」としての機能が回復しつつある。

効率的に治水安全度の向上を図ることを優先したかつての画一的な河道整備は河川内の砂礫河原や瀬・淵を減少させ、水産生物の隠れ場や産卵場などの成育の場を減少させた。また、堰などの河川横断構造物により、水産生物の遡上・降下が妨げられ、生息環境は悪化した。現在は、河川改修工事等においては多自然川づくりを基本とし、河川環境の保全に努めている。

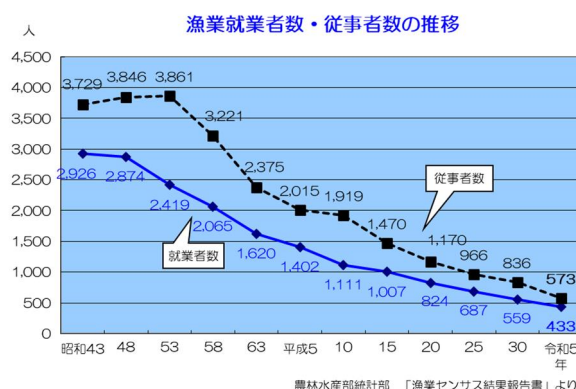
ニホンジカの増加や気候変動により多発傾向にある局地的な大雨によってもたらされた山腹崩壊地等からの土砂流出が、降雨後の濁水発生を長期化させるなど漁場環境の悪化を招いている。令和4年（2022年）8月に長浜市と福井県境で生じた豪雨は、高時川流域に大きな被害を及ぼして長期間の濁水を発生させた。その結果、下流にあるアユの産卵場には泥が堆積し、産卵場の機能を著しく低下させた。

これらのことから、琵琶湖における水ヨシ帯および砂地の機能維持・回復をはじめ、水草除

去等や自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進および森林の整備と保全等の取組により、漁業と養殖業の生産基盤となる漁場環境の再生を図ることが求められている。

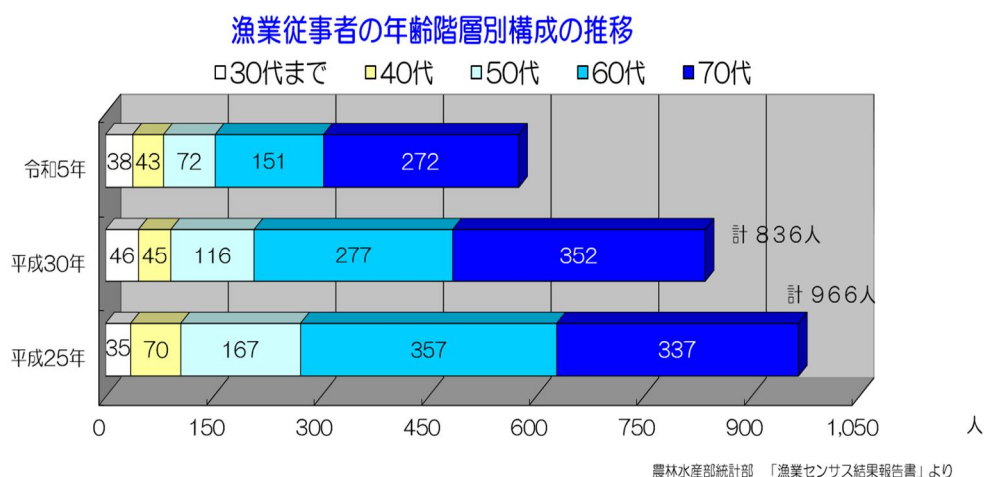
4 内水面漁業の健全な発展に関する現状と課題

本県の内水面漁業は、漁場で生産された水産物を市場に供給するだけでなく、長い歴史の中で受け継がれてきた漁労技術や漁村文化、湖魚を用いる食文化等を次世代へ受け継ぐ役割を担っているほか、人々が河川に親しむ場の提供や水産生物と環境について学習する場を提供するなど、多面的な機能を果たしてきた。内水面漁業の健全な発展は、人々が将来に渡って滋賀の水産物を享受し、暮らしの豊かさと潤いを保つ事に寄与するものであるが、担い手の高齢化と減少が進行するに従い、内水面漁業が持つ多面的機能の消失が危惧される状況となっている。



令和5年（2023年）の琵琶湖漁業就業者数

は433人で、昭和50年代（1970年）以降、大きく減少している。年齢構成は、65歳以上の割合が増加し全体の6割を超えており、高齢化が進行している。



令和6年（2024年）の漁協合併を経た現在、琵琶湖沿湖に15の漁業協同組合が存在しているが、組合員の減少と財務基盤の弱体化が深刻となっている。漁協の合併等による経営基盤の

強化や、漁業の担い手の確保・育成は、琵琶湖漁業のみならず内水面漁業全般にわたる課題となっている。就業希望者や新規就業者向けの研修の実施、漁船や漁具の購入支援、効率的な漁具漁法の導入といった担い手の確保に繋がる取り組みが必要である。

湖産魚介類の消費・流通は長引く漁獲量の低迷による市場の縮小や喪失、家庭で食べる機会の減少等により極めて限定的なものとなっている。また、新型コロナウイルス感染症による社会・経済情勢がもたらした影響は、観光需要や外食需要への依存度が高い画一的な本県産水産物の流通構造の脆弱さを浮き彫りにした。そのため、湖産魚介類のブランド化、消費者等への利用訴求と市場へ届ける流通の改善、ニーズに合った加工製品の開発、販路の開拓等による消費拡大が重要となっている。

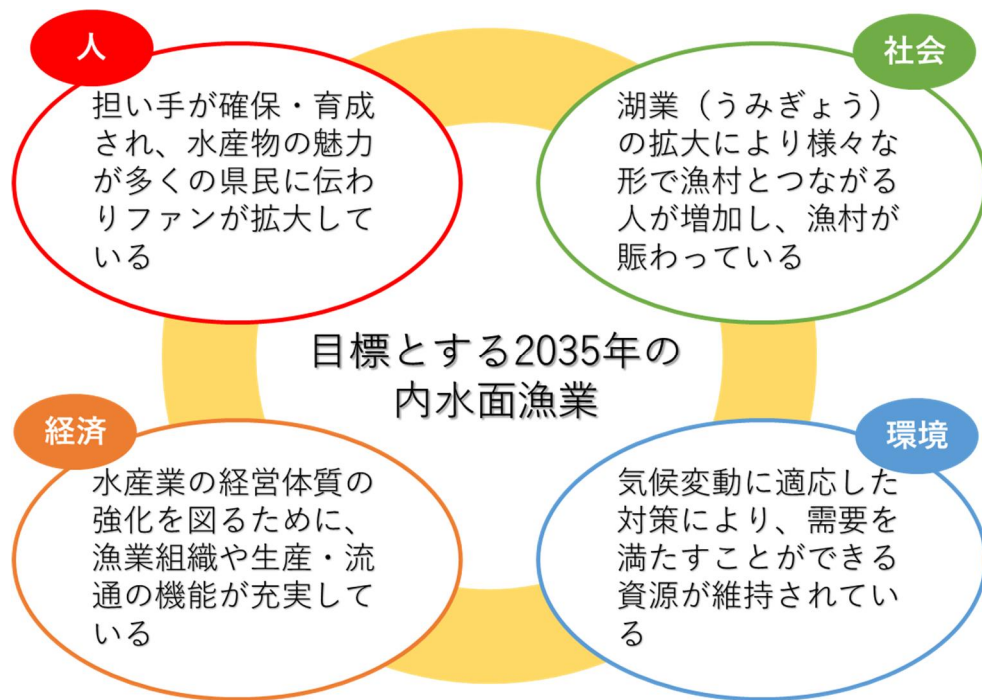
河川漁協は、組合員の減少と高齢化が進んでおり、漁場を日常的に管理する人員も不足している。現在、16の河川漁協が存在しているが、組合員減少や漁場を訪れる遊漁者の減少に伴う遊漁料収入の減少等により漁協経営は厳しく、平成30年度以降でも3漁協が解散している。

こうした中、地域住民の連携による活動の促進や地域の特色を生かす「湖業（うみぎょう）」の展開や釣り教室等による遊漁人口の拡大の取組など、漁村の有する多面的機能の発揮に繋がる支援が求められている。

Ⅲ 目指す姿（10年後）

本県ならではの魅力ある魚介類や淡水真珠が安定的に供給されていることに加え、環境保全活動や食文化と漁村文化の継承といった内水面漁業が持つ多面的な機能が発揮されている姿を目指す。

とりわけ琵琶湖漁業においては、気候変動に適応し、栄養塩等の健全な循環に支えられた豊かな漁場生産力を基盤として、持続的な発展へと繋がる「少数でも一人ひとりが精鋭の“儲かる漁業”」が実現している姿を目指す。



IV 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画

1 水産資源の回復・養殖に関する事項

(1) 琵琶湖漁業

- ・水産資源を持続的かつ最大限利用するため、漁業者による日々の漁獲量や漁獲努力量等の報告を促進し、併せて、水産試験場による迅速な資源評価に基づく漁業者による資源管理の取組を推進する。
- ・アユやニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマス、ウナギ、セタシジミなど水産重要種について、気候変動や資源状況に応じた増殖と管理を推進する。
- ・特に、本県漁業の基幹魚種であるアユについては、近年、気候変動等によりその資源が減少していることから、資源状況の評価や資源予測手法の精度の向上を進めるとともに、アユ産卵用人工河川の効果的な運用や適切な資源管理の実施により、資源の増大および安定化を図る。
- ・セタシジミについては、長年にわたり資源状況の低迷が続いており深刻な状況にあるため、より効果的な種苗放流や資源管理の高度化等の資源回復対策の強化を図る。

- ・増殖事業に取り組む漁業団体への支援を強化するとともに、アユ産卵用人工河川や琵琶湖栽培漁業センターなど老朽化した種苗生産拠点の機能の維持や強化を検討する。
- ・種苗放流と外来魚集中駆除等により沿岸部機能の向上が確認された南湖での成果をふまえ、北湖への展開を図る。
- ・ビワマスの遊漁については、漁業とのバランスに配慮した漁場と資源の利用調整により適正化を推進する。

（２）河川漁業（河川および琵琶湖を除く湖沼）

- ・遺伝的な保全や防疫対策の観点から、漁協が河川漁業の振興を図る目的で実施している琵琶湖産アユ種苗や良質なマス種苗を放流する取組を支援する。
- ・マス類については、放流後の生残率かつ定着率が高い種苗の開発を推進するとともに、禁漁区の設定など種苗放流の代替となる増殖技術の開発を推進する。
- ・冷水を好むマス類の河川漁場においては、水温上昇に適応した漁場利用を推進する。
- ・多様な遊漁者のニーズに応えるため、在来マスが生息する河川についてはそれらの保護を図るとともに、遊漁や河川漁業振興に有効な利用を促進する。
- ・マス類の放流用種苗生産拠点である醒井養鱒場が良質な種苗の提供を継続できるよう、その生産機能の充実に向けた検討を進める。

（３）養殖業

- ・なわばり性が強く、友釣り用の放流種苗として優れていることや、養殖魚として鱗が細かく姿形が美しいなど琵琶湖産アユの優れた特性を県内外に積極的にPRし、需要の拡大と普及を図る。
- ・養殖および放流用種苗として利用されるヒウオ（アユ仔魚）の供給率の安定化を図る。
- ・放流用アユ種苗の流通量増大に資する健苗性を確保するため、冷水病やエドワジエラ・イクタルリ感染症の保菌検査を推進する。
- ・アユ冷水病については、投薬や加温処理による対策の普及に努めるとともに関係機関と連

携し、ワクチンによる予防技術の開発を推進する。

- ・養殖ビワマスなど本県特産の強みを生かした養殖品種および高品質な養殖魚を生産するため、湖中養殖など新たな手法も取り入れた養殖技術を確立し、生産者団体等への普及・指導に努めるとともに、生産者団体等が行う養殖魚の PR や品質の高度化の取組を促進し、本県特産養殖魚として普及、消費拡大を推進する。
- ・安全で安心な養殖魚の供給のため、防疫対策の徹底による疾病の発生防止を図るほか、疾病発生時に迅速な魚病診断を可能とする検査体制を確保するとともに、水産用医薬品の適正使用に向けた指導・助言を行う。
- ・陸上循環養殖について持続的養殖生産確保法に基づく届出等に係る指導を行うほか、関係者からの求めに応じた必要な指導・助言に努める。
- ・真珠の振興に関する法律に基づき策定した「滋賀県淡水真珠振興計画」により、本県特産の淡水真珠養殖業の振興を図る。

(4) 琵琶湖の漁場生産力の評価と回復

- ・アユやホンモロコシの成長不良やニゴロブナ的小型化、セタシジミの肥満度低下など、餌不足に起因する現象が見られており、漁場生産力の低下が強く疑われていることから、栄養塩からプランクトン、魚介類へのつながりに関する調査研究を進めるとともに、漁場生産力の評価および回復に関する技術を開発する。

(5) 気候変動（温暖化等）の影響への対応

- ・漁場環境モニタリング調査を継続して実施し、気候変動による漁場環境の変化についての的確に把握する。
- ・漁業者の操業場所や水深等の決定の判断材料に資するため、湖水温や北湖沖合湖底での溶存酸素濃度といった漁場環境モニタリング調査結果を迅速に公表する。
- ・気候変動が水産資源に及ぼす影響を明らかにし、効果的な資源回復技術の開発を行う。
- ・特に、本県漁業の基幹魚種であるアユについては、近年、気候変動等によりその資源が減

少していることから、資源状況の評価や資源予測手法の精度の向上を進めるとともに、アユ産卵用人工河川の効果的な運用や適切な資源管理の実施により、資源の増大および安定化を図る。(再掲)

- ・アユやニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマス、ウナギ、セタシジミなど水産重要種について、気候変動や資源状況に応じた増殖と管理を推進する。(再掲)
- ・冷水を好むマス類の河川漁場においては、水温上昇に適応した漁場利用を推進する。(再掲)
- ・温暖化の進行を緩和するため、漁業者による漁船の燃油削減運動を促進する。
- ・温暖化等の気候変動による自然災害等のリスクに対応する漁場や漁業施設の復旧に対する支援に努める。

(6) 特定外来生物やカワウによる被害の防止

- ・オオクチバスやブルーギルについては、多様な手法を組み合わせた効果的かつ徹底的な防除や再放流禁止など、生息量低減のための取組を実施する。とりわけ、オオクチバスを減らしきれていない北湖での効果的な駆除手法を開発し、その生息量の低減を進める。
- ・今後被害が懸念されるチャネルキャットフィッシュやコクチバスなどの外来生物については、生息状況の把握や効果的で効率的な防除手法の確立を推進する。とりわけ、チャネルキャットフィッシュについては、琵琶湖への生息域拡大の懸念が高まっていることから、瀬田川を中心に徹底的な防除を実施する。
- ・カワウについては、銃器駆除が困難な内陸部でのコロニーやねぐらの増加により生息数が増加していることから、広域的な連携による個体数管理を行う。また、漁場での追い払いといった市町等が実施する防除措置に対して支援を行う。
- ・造成ヨシ帯等の産卵繁殖の場としての機能を阻害するオオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の防除を推進する。

2 漁場環境の再生に関する事項

(1) 漁場環境の再生

- ・持続的な污水处理システムの構築、面源負荷対策、流入河川・底質改善対策、その他水質汚濁防止対策、「環境こだわり農業」など環境に配慮した農業の普及により琵琶湖が人々の生活を支え得る健全な水環境を維持することに努める。
- ・良好な水質と水産資源を育む豊かな生態系を両立する水質管理手法を検討する。
- ・農地が持つ水源かん養機能や貯留機能の維持・向上のため、農地の面的確保や保全・整備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。
- ・在来魚の回復の兆しが見られている南湖の漁場再生をより確実なものとするため、水草除去による漁場改善と魚類の移動経路の確保、造成した砂地の適切な管理、水草を摂食するなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進する。
- ・水ヨシ帯は在来魚の産卵繁殖の場として重要な生息環境であるため、機能の回復・保全等を推進する。
- ・内湖などの湿地帯（エコトーン）は、在来魚の産卵繁殖場として重要な役割を有していることから、その機能の保全および再生を推進する。
- ・在来魚が水田に遡上し産卵・育成できるよう、琵琶湖と水田のつながりを取り戻す「魚のゆりかご水田」の取組を推進する。
- ・水質汚濁防止法等に基づき、水質の監視を行うとともに、水質の悪化の原因である生活排水や工場・事業排水等の対策を推進し、水質の保全に努める。
- ・将来にわたり動植物の生息・生育・繁殖環境が保全されるよう、それぞれの河川における水管理の現状を踏まえ、利水者および地域住民の協力を得ながら引き続き適正な水管理に努める。
- ・河川流況の的確な把握に努め、流域における適切な水利用に向けた取組を推進する。
- ・農業用水の適正管理について関係者間の意識共有を図るとともに、節水型のシステムへ

の転換と農業排水の循環利用等の対策により、用水の節水や濁水の流出防止の取組を推進する。

- ・森林から琵琶湖までの土砂移動が魚類の産卵環境等の形成に大きく関係するため、流域での土砂の発生からその有効活用等までの総合的な視点により、河川における魚類の生息環境の保全手法を検討する。
- ・陸水域における生物生息環境の連続性の確保を図るため、魚類等が琵琶湖と河川を行き交い、河川において遡上・降下が容易にできるよう、効果的な魚道の整備や維持管理に努める。

(2) 森林の整備および保全

- ・水源林の適正な保全および管理、森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進、森林生態系の保全に向けた対策の推進、その他、森林の整備および保全を推進する。

(3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進

- ・国が示す「多自然川づくり基本指針」および滋賀県の河川整備計画に基づき、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出できるように努める。
- ・「生物多様性戦略」に基づき、河川・湖岸環境や河畔林、湖岸林の保全・回復にあたっては、「エコロジカル・コリドー」（生態回廊）としての機能に配慮するよう努める。

3 内水面漁業の健全な発展に関する事項

(1) 効率的かつ安定的な漁業経営の促進

- ・経営基盤の強化と集荷、販売といった流通機能および組合員サービスの充実を図るため、漁協組織のさらなる再編を進めるとともに、広域漁協の運営の円滑化に向けた支援を行う。

- ・漁協等の運営の健全性を向上させるため、組合経営に関する法令順守および会計業務に関して適切な指導・助言を行うとともに定期的に役職員等を対象とした研修会を開催する。
- ・漁業共済や燃油、飼料の高騰対策セーフティーネットの活用促進に取り組む。
- ・浜の活力再生プラン（浜プラン）の策定や実施等を支援し、地域における漁獲量の増大や魚価の向上、販路拡大などの漁業者の所得向上に向けた取組の促進に努める。
- ・取り扱い魚の品質に応じた適正魚価を実現するため、漁業者が取り組む漁獲物の鮮度保持と規格化等の取組を支援する。
- ・湖魚のブランド化、未利用水産資源（ニゴイ等）の有効活用、産地から消費地に至るまでの新たな湖魚流通の展開等により、水産物の消費拡大の取組を促進する。
- ・湖魚の県域での集出荷体制を確立するとともに、大都市圏への多様な流通経路の拡充を促進する。
- ・ICT 等を活用した新たな流通・販路開拓の取組を支援する。
- ・既存漁法の効率化や新規漁法の開発・導入による漁業の収益性の向上を図るため、漁業制度の見直し検討を進める。
- ・漁船リース事業の導入や融資制度の運用などによる漁業経営の安定化を支援する。
- ・漁港関連施設の有効活用および利用適正化の取組を支援する。
- ・漁船や漁具・漁網などの周辺関連事業者などの確保に関する取組を進める。
- ・河川漁協等が実施する、釣り教室、ホームページやSNS等による釣り場情報の発信等による河川漁場の遊漁者を増やすための取り組みに対して支援する。
- ・河川漁協の経営改善と安定化の観点から、漁協の定める漁業権行使および遊漁のルール、増殖手法、漁業と遊漁およびその他レクリエーションとの水面利用上の調整等について指導・助言を行うとともに、遊漁の電子手帖「FiShiga（フィッシング）」の運用により遊漁の適正化を推進する。

- ・河川漁協組合員が中心となって河川漁場を持続的に管理できる体制の構築に努める。

（２）人材の育成および確保

- ・漁業就業希望者を対象とする就業相談窓口業務の充実を図る。
- ・市町等との連携により新規漁業就業者の移住を支援する。
- ・琵琶湖漁業への新規就業希望者の漁業現場での短期、中期研修の開催や国の長期研修への誘導に加え、着業後の経営安定に向けた漁船・漁具の購入支援等に取り組む。
- ・担い手の漁家経営や流通販売スキルの向上のための機会の提供や支援に努める。
- ・漁協女性部の活動支援、販売事業や漁業組織の意思決定への女性の参画を促進する。
- ・河川漁業の経営能力の向上のため、自らが遊漁者に対して漁協の役割や漁場の魅力を伝える取組を支援する。
- ・漁業者の活動に寄り添う水産業普及指導員の活動体制を強化する。

（３）湖魚の消費拡大の取組等への支援

- ・観光関連事業等と連携した湖魚を活かした食事メニューの開発や漁業体験等の体験型観光プログラム等による湖魚の消費喚起に取り組む。
- ・本県水産物の魅力や付加価値の向上、未・低利用魚の消費促進につながる商品開発や水産加工の高度化に係る取組を促進する。
- ・県のホームページやSNSなどを効果的に活用して、琵琶湖八珍をはじめ琵琶湖のめぐみである湖産魚介類等、本県水産物の魅力や美味しさ、購入先などの情報を発信し、本県水産物の県内外へのPRを推進し、消費拡大を図る。
- ・本県水産業の地域資源としての価値を活用するため、商工・観光事業者と連携し、世界農業遺産の構成要素に認定されている本県ならではの伝統漁法、郷土食等を活用した渚泊や特産品づくりなどの商品開発を促進し、国内はもとより海外からの観光客や消費者への情報発信を図る。

（４）多面的機能の発揮に資する取組への支援

- ・ 漁村の活性化に資するため、民間の力も活用しながら湖魚の販売や料理の提供、漁村の魅力を活かした宿泊施設といった、地域の特色を活かした「湖業（うみぎょう）」の展開を支援する。
- ・ 内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者と地域住民が連携して行う河川・湖沼の水草除去、「漁民の森づくり」等の取組、清掃等の内水面に係る生態系の維持・保全のための活動、地域における食文化、伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援する。

（５）本県漁業に対する理解と関心の増進

- ・ 若者や子育て世代などの消費者に向けた湖魚食文化の魅力訴求を図るとともに、体験型環境学習や学校給食、食育活動での湖魚の利用を促進する。
- ・ 漁業体験やふなずし講習会等の漁協が行う取組を支援し、漁村関連人口の拡大を図る。
- ・ 河川漁協と遊漁者の協働による魅力ある漁場づくりや地域にある宿泊業といった他産業との連携を促進することで河川漁業の関連人口の増加を図る。
- ・ 河川の魅力体験（川で魚を観て触って食べる）や、地域での放流体験活動の開催など、河川漁業に対する県民の理解や関心を高める取組を促進する。
- ・ 消費者等による漁村応援活動の促進、市町による漁村活性化に対する支援、広報・啓発の実施等を通じて、県民の本県水産業に対する理解と関心の増進に努め、ファンの増加を図る。

４ その他内水面漁業の振興に関する重要事項

（１）試験研究および学びに資する施設の機能強化

- ・ 水産試験場と醒井養鱒場における先進的研究、種苗供給、学習機会の提供および観覧展示等の機能を強化し、水産業の発展に資する試験研究の推進と水産業についての県民の学びの機会を創出する。

（２）内水面漁業の振興に関する協議会の設置

- ・ 共同漁業権者より水産資源の回復、漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について協議会設置の申し出があった場合、必要に応じて協議会を設置し、課題の解決を図る。

（３）頻発・大規模化する自然災害への対応

- ・ 近年頻発している大規模水害等の自然災害による被害を最小化するため、水害等が水産資源に与える影響の評価や被害を受けた水産資源の早期の回復方法、水産資源への影響が少ない復旧工事等の検討を推進する。
- ・ ダムの事前放流に係る情報等を関係者間で情報共有を図る。

5 令和12年度の目標とする指標

No	成果指標項目	単位	現状値	目標値 (令和12年度) (2030年度)
			令和6年度 (2024年度)	
1	琵琶湖の漁獲量(外来魚除く)	トン	652 (R5)	1,000
2	滋賀県資源管理方針に定めた資源管理目標水準の達成魚種数	魚種	2	5
3	河川漁協での釣り教室等参加者数	人	75	120
4	河川漁協の管理漁場を利用した遊漁者数(のべ)	人	25,331	30,000
5	12月のアユ種苗の供給率	%	45	100
6	魚類等の養殖生産量	トン	314	390
7	駆除を進めている外来魚の生息量	トン	370 (R4末)	230
8	琵琶湖南湖の水草繁茂面積	km ²	42.67	20~30 (1930~50年代)
9	除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	%	59	90
10	漁業共済加入者数	人	21	100
11	実行中の「浜プラン」策定地区数	地区	1	3
12	漁業を主とする経営体の平均水揚額	千円	6,658	9,000
13	新規漁業就業者数	人	14	20 (R8から累計)
14	琵琶湖の水産物を食べた県民の割合	%	67.1	85
15	琵琶湖八珍マイスター登録件数	件	284	310
16	水産多面的機能発揮対策(活動組織構成員数)	人	1,380	1,400
17	漁業体験等で漁村を訪れる人数	人	9,164	10,000
18	醒井養鱒場の入場者数	人	42,766 (R5)	47,100